

令和2年度第1回滋賀県特定非営利活動法人指定委員会議事要旨

- I 日 時 令和2年10月29日(木)午前10時00分から午前11時30分
II 場 所 県庁本館4-A会議室
III 出席者 委 員 : 秦会長、東副会長、浦坂委員、西川委員、山本委員
事務局 : 県民活動生活課長、県民活動・協働推進室長、課員2名

IV 議 事

- 1 開 会
- 2 課長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議 事
特定非営利活動法人の指定に係る諮問案件の審議
- 5 その他
- 6 閉 会

V 審議経過

- 1 開 会
事務局の進行により開会。
- 2 課長あいさつ
県民活動生活課長あいさつ。
- 3 委員紹介
滋賀県特定非営利活動法人指定委員会運営要領第7条に基づき非公開で行う。また、同要領第8条により会議の議事録および配布資料は、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例第3条に掲げる事項に関する審議を除き公開となることを事務局より説明。
事務局より委員の紹介。
事務局職員の紹介。
委員総数5名全員が出席であり、同条例施行規則第19条第3項の規定により、会議が成立していることを事務局より報告。

4 議 事

知事からの諮問書を秦会長あて交付。(代理 県民活動生活課長)

特定非営利活動法人の指定に係る諮問案件の審議

令和2年(2020年)10月29日付けで諮問された、特定非営利活動法人の指定に係る審議を行った。

本審議は、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定に係る指定の基準および手続を定める条例第3条に掲げる事項の審議のため、当該審議に係る会議録および配布資料については、滋賀県特定非営利活動法人指定委員会運営要領第8条第1項第1号の規定により非公開とする。

5 その他

[事務局 資料2-1、2-2説明]

6 閉会

事務局より次回日時の確認(令和2年11月27日 金曜日 午前9時から)。